ベトナム及び中国の送出し制度等に係る検討状況

参考資料3

(令和2年1月21日現在)

	1	T		1	1	<u>(令和2年1月21日現在)</u>
	送出当事者	契約	試験	費用負担	本邦在留者の特定技能への変更	その他
ベトナム	・労働省海外労働部(DOLAB)が認定した 送出機関によって行われることが基本とな る見込み。		・労働者提供契約を試験の前に締結することを求め、求人数を概ね把握して、試験の募集人数を計画することとなる可能性あり。 ・受験も送出機関を通じて行うことが基本となる見込み。	・労働者の送出し・受入れに係る費用について、ベトナム側で費用ガイドラインを作成中。 ・受入機関は送出機関に一定額【※】の支払いを求められる見込み。 ・労働者は送出機関に一定額の支払いを求められる見込み。 【※:日本の有料職業紹介機関の紹介により、労働者を雇用した際に受入企業が同機関に支払う一般的な手数料と同等額程度を参考に設定したいとの意向】	・在本邦申請人は在日本ベトナム大使館 に特定技能への変更申請について報告 し,大使館が推薦表を作成。	・特定技能の申請にあたってベトナム側 当局が承認する推薦者表の取得が必 要。
	MOC6(1)	派遣契約によるベトナム人労働者海外派遣法	_	MOC6(2)	MOC7(8)	MOC7(7)
中国	・中国対外承包工程商会(CHINCA)が認 定した送出機関によって行われることが基 本となる見込み。	の締結を求められる見込み。 ·受入機関は労働者と雇用契約を締結。 ·労働者は送出機関と役務契約の締結を求め られる見込み。	結や送出機関を通じた応募が条件とはならず、個々の受験希望者が自由に応募できることとなる見込み。 ・試験の募集人員については、分野所管省庁が作成した具体的な求人見込み数等に応じて算定することとなる見込み。	・受入機関は送出機関に一定額【※】の支払いを求められる見込み。 ・労働者は送出機関に一定額の支払いを	・本邦在留者も送出機関への登録が必要 となる可能性あり(送出機関への料金支払 いが発生する可能性あり)。	・特定技能の申請に当たって,中国側当局が承認する候補者表の取得が必要と なる見込み。